めの正確かつ即時的で信頼できる遭難警報及び位置データを作ること。
e)　国際海事機関（IMO）は、Cospas-Sarsatシステムで運用される衛星EPIRBが全世界的な海上遭難安全制度（GMDSS）の一部を構成することを決定したこと。
f)　406-406.1MHzの周波数帯の周波数の使用の観察によると、これらの周波数は第5.266号の規定により許可された局以外の局によっても使用されており、これらの局はMSS、特に、Cospas-Sarsatシステムによる衛星EPIRB信号の受信に有害な混信を生じさせていることがあること。
g)　スペクトルの監視結果及びITU-R報告M.2359に含まれるITU-Rの研究結果が、405.9-406MHz及び406.1-406.2MHzの周波数帯で運用している局からの発射が406-406.1MHzの周波数帯で運用しているMSSシステムの性能に重大な影響を及ぼす可能性を示していること。
h)　ITU-Rの研究結果が、406-406.1MHzの周波数帯付近で運用している陸上移動システムの導入の増加が406-406.1MHzの周波数帯で運用している移動衛星システムの受信機の性能を落としている可能性があることを示していること。
i)　405MHzより上の周波数で運用しているラジオゾンデの周波数ドリフトのために、406-406.1MHzの周波数帯のMSSに対する混信が最大許容レベルを超える可能性があること。
以下を認め、
a)　遭難及び安全の目的のための業務にのみ分配された周波数帯が有害な混信を受けないことは、人命及び財産の保護のために不可欠であること。
b)　406-406.1MHzの周波数帯の近傍における移動システムの導入が進行中であり、更に多くのそうしたシステムの導入が検討されていること。
c)　世界の多くの区域において406-406.1MHzの周波数帯における雑音の測定値が増加していることから、この移動システムの導入の増加が、将来の遭難・安全通信の信頼性に関して重大な関心を生じていること。
d)　衛星EPIRB信号が検出できなくなるような危険性を伴い、406MHzの衛星中継器及び受信機を劣化させる帯域外発射から、406-406.1MHzのMSS周波数帯が影響を受けないようにしていくことが必須であること。
以下に留意し、
a)　406MHzの捜索・救助システムは、Galileo、GLONASS及びGPSのような世界航行衛星システムに406-406.1MHzの中継器を設置し、既に運用中の及び将来運用する地球低軌道衛星及び静止衛星にこれらの衛星システムを加えることで406MHzでの捜索・救助信号の発射を中継し、それによって、捜索・救助通報を中継する衛星の大規模配備を実現することで強力になるだろうこと。
b)　この宇宙機に搭載する捜索・救助用機器の強力な配備は、アップリンクのより広い設置面積、衛星の個数の増加及び遭難信号の位置精度の改善により地理的なカバー範囲を改善し、遭難警報送信の遅れを減らすように設計されたこと。
c)　これらの宇宙機がより広い設置面積を有する特性であること及び衛星EPIRB送信機から低電力送信が可能であることは、隣接周波数帯の送信機からの雑音を含む電磁雑音の総合レベルによって衛星EPIRB送信が検知されないような、又はこれにより生命を危険にさらす受信の遅れをきたす、若しくは計算された位置情報の精度の低下をまねくような危険性を表すであろうこと。
以下に更に留意し、
a)　非常用位置システムである“Cospas-Sarsat”に貢献しているMSSシステムは、自国でそうした移動衛星システムの運用を行っていない場合であっても、全ての国々に恩恵をもたらす世界規模の非常用位置システムを提供すること。
b)　多くのCospas-Sarsat衛星が効果的な帯域外フィルタを実装し、今後運用される衛星において、さらなる改善がもたらされるであろうこと。
以下を決議し、
1　主管庁に対し、405.9-406.0MHz及び406.1-406.2MHzの周波数帯内で移動業務及び固定業務に基づく新たな周波数割当てを行わないことを要請すること。
2　主管庁は、ラジオゾンデの運用に際し、406-406.1MHzの周波数帯での送信を避けるために405MHzより上の周波数を選んだ場合には、周波数ドリフトの特性を考慮するとともに、406MHz近傍での周波数ドリフトを回避するための実効的な手段を講ずること。
以下を無線通信局長に指示し、
1　406-406.1MHzの周波数帯の許可されていない発射源を特定するために、この周波数帯の監視計画の策定を継続すること。
2　本決議の有効性を評価するために、405.9-406MHz及び406.1-406.2MHzの周波数帯で運用しているシステムから406-406.1MHzの周波数帯におけるMSSの受信に対する不要輻射の影響の監視計画を策定するとともに、その後の世界無線通信会議に報告すること。
以下を主管庁に奨励し、
固定業務及び移動業務の局に新たな周波数割当てを許可する際は、406-406.1MHzの周波数帯からより離れた周波数のチャネルを優先して選ぶような措置を執ること。また、新たな固定システム及び移動システムのe.i.r.pが、低仰角のものを除いて最小限必要なレベルを維持することを確保するような措置を執ること。
以下を主管庁に要請する。
1　前述の無線通信局長の指示に示された監視計画に参加すること。
2　第5.266号の規定に基づいて運用する局以外の局が、406-406.1MHzの周波数帯の使用を控えることを確保すること。
3　遭難安全制度に対する有害な混信を除去するために適当な措置を執ること。
4　406-406.1MHzの周波数帯におけるCospas-Sarsat衛星受信機のペイロードを設計する際、捜索・救助の任務にとって極めて重要になる全ての種類の非常用ビーコンを検出し、許容可能な検出率を維持するというCospas-Sarsatシステムの能力を保持しつつ、隣接するほかの業務への制約を軽減するために、可能な範囲で、そうした受信機の帯域外フィルタを改善すること。
5　406-406.1MHzの周波数帯で運用している移動衛星システムに対して有害な混信を生じないために、403-406MHz及び406.1-410MHzの周波数範囲内で運用している局の不要輻射レベルを制限する実効的な手段を講ずること。
6　報告されているCospas-Sarsatシステムへの混信の事例を解決するために、監視計画に参加している主管庁と無線通信局が積極的に協力すること。

改　決議第207（WRC-15、改）　海上移動業務及び航空移動(R)業務に対して分配された周波数帯の不正使用及び混信に対処する措置
世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　現在、遭難、安全その他の通信のために航空及び海上移動業務に使用されているHF周波数は、分配された運用周波数を含めて有害な混信を受け、また、困難な伝搬条件におかれることが多いこと。
b)　WRC-97は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）との関連において、遭難・安全通信用のHF周波数帯利用の幾つかの側面、特に規定措置について検討したこと。
c)　HF帯の海上及び航空用周波数を使用した不正な運用は増加を続けており、HF周波数による遭難、安全その他の通信に対して既に深刻な危険となっていること。
d)　幾つかの主管庁は、不正な使用者を牽制する方法として、運用HFチャネル上に警告メッセージを送信するなどの手段に訴えていること。
e)　無線通信規則の規定は、一定の安全周波数を安全に関係する以外の通信に不正に使用することを禁じていること。